

事業事前評価

平成 26 年 2 月 24 日作成
国際協力機構農村開発部畑作地帯第一課

1. 案件名

国名：ルワンダ国

案件名：小規模農家市場志向型農業プロジェクト

Smallholder Market oriented Agriculture Project

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

ルワンダでは、全人口の約7割が農村部に居住し、約8割は農業に従事している。農業セクターは GDP の約 34% を占めており、貧困削減及び経済成長のための最も重要な産業とされている。農業生産自体は、天水依存の労働集約的なものであり、農家による自家消費の他、作物の一部は市場において販売され重要な収入源になっている。

一方、世帯当たりの耕作面積は 0.76ha であるが、56.8% の世帯は 0.5ha 以下の農地しか所有していない。近年の人口増加は更なる農地の細分化をもたらす要因になっている上、丘陵地における土壌流出・肥沃度の低下や、生産資材の供給不足にも直面し、近隣国と比べて生産性の低い農業が行われている(主要園芸作物(トマト、ナス、ニンジン、タマネギ、キャベツ等)の生産性はケニアの約3割前後となっている。)。さらに、仲買人に対する価格交渉力が小さいことなどにより、収益が低く抑えられているという状況も見られる。これら要因により、農民の収入は低い状況にあり、農村部においては成人一人当たりの収入が 194ドルにとどまっている。

農業政策を司る農業動物資源省 (Ministry of Agriculture and Animal Resources : MINAGRI) は、傘下に政策実施機関として園芸作物を所管する国家農業輸出局 (National Agricultural Export Development Board : NAEB) と穀類等を所管するルワンダ農業局 (Rwanda Agriculture Board : RAB) を置き、農地保全や資材供給に取り組み、生産性向上に大きな効果を上げているが、農家に対する技術指導等の支援体制 (人員・技術力等) については改善すべき余地が多い。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2000 年に策定された 2020 年を目標年とする Vision2020 において掲げられた開発の6本柱のうち、農業については「高収益/市場志向型農業への転換」が謳われており、これを実現するための中期戦略として最初に作成された貧困削減戦略文書(2002-2006)において、「農村開発と農業の転換を通じて貧困を削減する」とされた。現在実施中の第二次経済開発貧困削減戦略(2013-2018)においても、農業セクターを貧困削減と経済成長を促す重要セクターとして位置づけており、市場志向型農業普及活動を通じた家計収入の向上を目指す本プロジェクトの方向性と合致している。同5カ年計画の事業実施枠組みである農業改革戦略計画フェーズ3では、4つの戦略プログラムを設定し、食料の安定供給及び食料安全保障の実現、農民の市場における積極的な活躍、国内市場への供給から地域市場への輸出へと農業セクターの転換を目指している。より市場を意識した農業を支援する本プロジェクトは、上記計画の方向性と合致している。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の国別援助方針(2012年4月)は、「農業開発(高付加価値化・ビジネス化)」を援助重点分野としている。本プロジェクトは、その事業展開計画における上記重点分野の下の「付加価値農業ビジネス振興プログラム」の中心的な協力案件として位置づけられている。

我が国は 2013 年 6 月に開催された第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)において、自給的農業から商業的農業への移行を掲げ、小農による市場志向型農業の推進(SHEPアプローチ: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion)を推進する方針を表明した。本プロジェクトは上記方針に基づき、同アプローチが適用される協力案件である。

これまでの実績としては、開発計画調査型技術協力「東部県ブゲセラ郡持続的農業・農村

開発計画調査(協力期間:2006年2月~2009年1月)において、パイロットプロジェクトとして栽培技術支援、灌漑インフラ整備支援等を実施、活動の主体として農協の活用が重要との提言を行い、技術協力プロジェクト「東部県農業生産向上プロジェクト(協力期間:2010年10月~2013年9月)」においては、農協を通じた支援により農業生産・収入向上のための協力を実施、農業技術普及における中央政府職員や地方政府職員、組合組織などがそれぞれどのような役割を果たすべきか整理を行った。これら協力は、対象地域として東部県の2郡を選び重点的に行ったことから、今回の協力においては、活動を全国に展開させるにあたり、普及の方法について、他の地域でどのような方法がふさわしいのか更なる吟味検討を加えていくこととする。

(4) 他の援助機関の対応

農業セクターでは、世界銀行、International Fund for Agricultural Development (IFAD: 国際農業開発基金)、アフリカ開発銀行、英国、米国、ベルギー、欧州連合等が財政面、技術面の支援を行っている。

小規模農家に対するプロジェクトについては、ほぼ全ての援助機関が、生産基盤の整備と技術支援を組み合わせで行っている。技術支援については、世界銀行・ベルギーなどが栽培技術面、IFAD がコーヒー・紅茶等の民間投資促進支援・国際市場との連携強化等の支援を行っている。世銀・ベルギー等による支援では本事業と同様に農民に対する栽培・営農技術指導が行われているが、政府職員ではなく主として外国人専門家や現地NGOが指導を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、ルワンダ国において、市場志向型農業を全国に普及させるため、農業関係政府機関による技術的实施能力とマネジメント能力を向上させ、各機関による普及活動を通じて、小規模農家による市場志向型農業の実現を図り、農家所得の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域

(園芸) 全国各県より合計 8 郡程度(東部県、北部県、西部県、南部県から各2郡)
(稲作) 稲作が盛んな南部県、東部県を中心に合計 7 郡程度

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

- 直接受益者: MINAGRI 農作物生産局職員、国家農業輸出局 (NAEB) 園芸生産課職員、ルワンダ農業局 (RAB) 農業普及局職員、対象郡の農業担当官、農業組合が雇用する農業技術者等 合計約 100 名
対象組合(園芸組合 140 組合(加入農民約 9,000 名)、稲作組合 28 組合(加入農民約 11,000 名))
- 間接受益者: 対象組合での技術指導に参加する近隣の農業組合
※生産した農産物を市場にて販売を行って個人農家であり、組合に加入している農家。

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2014年6月~2019年5月を予定(計60ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

8億円

(6) 相手国側実施機関

農業動物資源省 (Ministry of Agriculture and Animal Resources : MINAGRI)
農業輸出振興局 (NAEB: National Agricultural Export Development Board)
ルワンダ農業局 (RAB: Rwanda Agriculture Board)

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- 専門家派遣: 総括、園芸、稲作、営農・マーケティング、その他専門家(必要に応じて): 5年間で160M程度
- カウンターパート本邦研修、第三国研修: 年間2名程度
- 活動に必要な資機材の購入(事務機器等)
- プロジェクト活動経費(専門家活動費等)

2) ルワンダ国側

- カウンターパート配置: プロジェクト・ダイレクター1名(MINAGRI 農作物生産局長)、プロジェクト・マネージャー2名(NAEB 生産・チェーン開発部長、RAB 普及局長)、プロジェクト・コーディネーター2名(NAEB 園芸生産部門長、RAB 稲作部門長)、他
- プロジェクト専門家執務室: NAEB および RAB 事務所敷地内
- プロジェクト活動経費: 研修実施経費、C/P 人件費、旅費等
- 現地活動に必要な便宜供与

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類: C

②カテゴリ分類の根拠

用地取得・住民移転は想定されず、環境面における大きな影響は想定されない。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減

ルワンダではジェノサイドの影響から寡婦の割合が比較的高い。そのため本案件では、対象農業協同組合への研修内容としてジェンダー研修を含める他、技術研修への参加機会を男女平等に与えるなどジェンダーに配慮した支援を実施する。

また、営農・マーケティング能力の向上等を通じ、組合員の所得向上が見込まれ農村地域における貧困削減に貢献することが期待される。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

東部県ゴマ郡において無償資金協力「丘陵地灌漑整備計画」の準備調査を実施中。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:

全国で市場志向型農業普及パッケージ(※)を利用した普及活動を通じて収入が向上した農業組合が増加する。

※支援対象組合の選定、各種研修(栽培技術、組合運営方法、市場調査等)の実施方法、研修フォローアップ方法等に関する一連の作業手順を取りまとめたもの。各作業において中心的担当者も示している。

指標:

上記パッケージによる普及活動を通じ農業収入が10%以上増加した組合が全国で400組合以上となる。

2) プロジェクト目標:

MINAGRI、NAEB、RAB が郡、農業協同組合と連携しながら、市場志向型農業普及パッケージを利用した効果的な普及活動を行うことで、全国のプロジェクト対象組合農業収入が向上する。

指標:

- a.(直接/間接)対象農業協同組合(園芸)の収入が 15%増加する。
- b.(直接/間接)対象農業協同組合(稲作)の収入が 10%増加する。

3) 成果

成果 1 : MINAGRI、NAEB、RAB による市場志向型農業普及パッケージを利用した全国的普及活動のための適切な事業実施およびマネジメント能力が改善される。

成果 2 : NAEB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型園芸農業を実践できるようになる。

成果 3 : RAB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型稲作を実践できるようになる。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 前提条件

- ・ルワンダの政治情勢が安定している。

(2) 外部条件

・プロジェクトに深刻な影響を及ぼすような政策の変更及び幹部職員等の人事異動が行われな

い。
・RAB、NAEB の普及活動の実施に必要な MINAGRI の予算が確保される。

6. 評価結果

本事業は、ルワンダ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

「ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)」にて得られた下記教訓を活用する。

- ・マーケット第一のアプローチが、農民の意識と行動をより市場指向に変えたこと。
- ・ジェンダー配慮を高めたことが農家内の労働力の効率的な活用を可能にしたこと。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 ヶ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

以上